

札幌市若者支援施設の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 平成 29 年7月 21 日 募集要項、選定方法等について

第2回 平成 29 年9月 25 日 面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名(市職員1人、外部委員6人)

委員長 横井 敏郎 北海道大学大学院教育学研究院教授

委員 大澤 真平 札幌学院大学人文学部准教授

委員 三好 宏子 やまびこ座・こぐま座事業サポーター

委員 齋藤 寛子 利用者代表(～H29.8 札幌市子ども・子育て会議委員)

委員 高橋 悠一 公認会計士

委員 藤井 啓道 社会保険労務士

委員 有塚 広之 子ども未来局子ども育成部長

3 応募団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

非公募により申込を求めた理由 別紙のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

(1) 選定された団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 理事長 岸 光右

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番 10 号

(2) 選定の理由

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「財団」という。)の提案書では、若者支援施設の管理運営業務の各要求水準を満たしており、さらに、若者支援施設の選定基準に照らし、施設の効用を最大限発揮できる具体的な事業計画を有している点や管理運営を安定して行う経営能力と組織体制を備えていると判断できる点で高い評価になっている。

また、若者支援施設の管理運営上の課題である孤立リスクのある子ども・若者へのアプローチ強化、社会的自立までの伴走型支援体制の構築及び社会形成を担う人材育成について、要求水準以上の積極的な取組が計画されており、若者支援総合センターを中心として若者支援施設5館が一体となった事業を展開することにより課題に対し十分に対応し得る提案となっている。

以上の点から、若者支援施設の設置目的を効果的に達成するために、財団は指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5 点	5.0 点
②施設の効用発揮	50 点	47.0 点
③安定経営能力	65 点	57.8 点
④管理経費の縮減	30 点	19.0 点
⑤その他	50 点	46.4 点
合計	200 点	175.2 点
得点率	—	87.6%

(4) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日の予定

5 その他

平成 29 年第 4 回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 TEL011-211-2942

若者支援施設の指定手続を非公募により行った理由

札幌市若者支援施設の指定管理者の選定については、札幌市若者支援施設条例（平成 21 年条例第 52 号）第 15 条第 2 項の規定により、指定管理者に管理を行わせている場合で、当該指定管理者の指定期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができるとされている。

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「財団」という。）による指定期間中の管理状況については、若者支援総合センター（以下「総合センター」という。）においては、若者の自立支援事業に関する人材を育成し、ノウハウの蓄積を行っている。また、「子ども・若者支援地域協議会」の指定支援機関として、調整機関である総合センターと連携しながら必要な支援が適切に行われるよう構成機関相互の支援全般について主導的な役割を果たしている。

4 館ある若者活動センターにおいては、若者が地域と継続的に関わることができる体制を構築するための取組を進めるとともに、総合センターを中核として若者支援ネットワークを構築し、若者の社会的自立が効果的に実現されるよう、ネットワーク全体で若者支援施策を展開している。

また、施設の維持管理業務及び貸館業務についても、適宜利用者の意見を取り入れながら見直しが図られているなど、円滑に運営されており、指定管理業務全般にわたり適切に業務に取り組んでいる。

以上のことから、若者支援施設の指定管理者について、財団に対し、非公募により申込みを求めることとした。